

農業分野における多様な担い手確保事業実施要領 (外国人材確保のための支援)

(目的)

第1条 人口減少の影響を受け、全国的に人手不足が進行しており、農業においても、従事者不足が急激に進むことが懸念されている。そこで、外国人材や女性、中高年、障がい者といった多様な人材による労働力の確保が重要となっている。多様な人材が農業をしやすい環境整備を補助することで、農業における労働条件の改善を図り、魅力ある産業として多様な働き手の確保・定着を促進する。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく三重県内の認定農業者であって、次条の補助対象外国人材を雇用する者とする。

(補助対象外国人材)

第3条 補助対象外国人材は、事業実施主体に雇用され、令和7年4月1日以後に就業した特定技能外国人とする。ただし、既に事業実施主体が受け入れていた技能実習生を特定技能外国人として雇用する場合は、対象外とする。

(事業の内容)

第4条 知事は、多様な働き手確保につながる特定技能外国人の受け入れに係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け三重県告示第249号）及び担い手支援課関係補助金等交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、事業完了時点で1カ月以上継続して就業している補助対象外国人材に係る経費に限るものとする。

- (1) 補助対象外国人材が居住するための住居の準備費用
- (2) 補助対象外国人材が日本へ来るための渡航費用
- (3) 補助対象外国人材を新規雇用するための人材紹介料

- (4) 送り出し機関への手数料
- (5) 補助対象外国人材に係る事前ガイダンス実施費用
- (6) 補助対象外国人材に係る在留資格取得手続に要する手数料等
- (7) 前6号に掲げるもののほか、助成対象外国人材の雇用に係る初期費用として認められる経費

2 2人以上の補助対象外国人材に係る助成金の申請を同時に行う場合において、1人当たりの補助対象経費が明確になっていない場合は、補助対象経費の総額を補助対象外国人材の人数で除して得た額を1人当たりの補助対象経費とする。

(国補助金との重複受給の禁止)

第6条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においても、本補助金との補助金の総額が総事業費を超えないものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金額は、特定技能外国人1人につき10万円以内とする。

- 2 補助対象経費が1人当たり10万円に満たない場合は、当該補助対象経費（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助金額とする。
- 3 補助金の交付は、1事業者につき補助対象外国人材3人までとする。

(事業実施計画の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施計画書（別紙1）、必要な添付資料及び役員等に関する事項（別記様式2）を作成し、別記様式1により、管轄する農林水産（農政、農林）事務所を經由して、知事に提出しなければならない。なお、事業実施計画には、配分基準表（別添1）においてポイント化した項目について、客観的な資料を添付すること。

(事業実施計画の採択審査)

第9条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容について審査を行うものとする。

- 2 前項の審査により、適当と認められた事業実施計画について、配分基準表（別添1）に基づき、合計点数が上位の計画から、予算の範囲内において採択をするものとする。

(審査の結果の通知)

第10条 知事は、前条2項の規定による審査結果を申請者に通知するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第11条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第8条の手続に準じて、変更(中止又は廃止)承認申請(別記様式3)を知事に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 補助金額の増加及び減少
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の中止又は廃止

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき、交付申請書(交付要領第1号様式)を提出し、交付決定を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

(事業完了報告書の提出)

第13条 事業実施主体は、事業完了後、速やかに別記様式4により事業完了報告書および必要な添付資料を、管轄する農林水産(農政、農林)事務所を經由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月30日から施行する。